

奈良国立文化財研究所年報

1958



奈良国立文化財研究所

藥師如來坐像 六波羅蜜寺

川原寺西金堂

東寺講堂指図

目次

緒　言——奈良国立文化財研究所の組織と役割について――	1
興福院ふくさ及び東大寺図書館の房子（工芸）	5
奈良県下仏画調査概要（絵画）	11
昭和32年度庭園遺跡調査概要（遺跡庭園）	18
法隆寺東室の間取（建築）	18
川原寺第一次、第二次発掘調査概要（建築、考古）	23
興福寺蔵「興福寺維摩会科当国不足米餅等定案」紙背文書（古文書）	29
高山寺所蔵「東寺講堂指図」（建築、古文書）	34
奈良国立文化財研究所要項	38
口　　絵　　表　　薬師如来坐像　六波羅蜜寺	
裏上　川原寺西金堂　下　東寺講堂指図	

臺灣國立文化財研究所年報 1958

発行年月日 1959.2.28. 編集・発行 奈良国立文化財研究所 印刷 天理時報社

緒

言

—奈良国立文化財研究所の組織と役割について—

当研究所は文化財保護委員会の附属機関の一つとして、委員会と同様に衆参両議員の提案による所謂議員立法によつて設立され、昭和二十七年四月一日附を以て発足した。当初は奈良博物館長の黒田源次博士が所長を兼務されており内外の施設の整備と人員の選定等に当られたが、筆者はほぼ施設と人員が整つた翌二十八年二月十六日附を以つて所長に任せられた。

従つて設立に到る過程等についてはほとんど知るところはないが、仄聞するところによれば吉田元首相が奈良県を視察した際に法隆寺等の寺院に伝へられている我々の祖先が建立、遺留した数々の燐れた文化の遺産（文化財）に感激し、県の職員に対する訓示にも唯一言文化財の保護宣揚に専念すべきことのみを力説されたという。またこの際に吉田總理の胸中に浮んだ美術学校乃至古美術研究所設立という構想が実を結んで、奈良に国立文化財研究所の設置となつたとも聞いている。

当研究所の組織は文化財保護委員会の事務局の無形文化財と記念物課所管の天然記念物と民族資料を除いた有形文化財、即ち美術工芸課、建造物課、記念物課の史蹟、名勝および埋蔵文化財に関する各課の所管内容とほぼ同様である。即ち美術工芸研究室、建造物研究室（庭園を含む）、歴史研究室（考古、史蹟、文書典籍を含む）の三研究室と庶務室に分れており、調査研究の対象はおのずから以上の事務局の三課のそれと共に通してをり、従つて仕事の上で密接な連繫を保つよう組織されているといへる。實際にも例へば建造物の修理の際にその調査に協力することで一面には研究所員の研究を深め、経験を

豊富にすると共に、修理をより完璧に近づけることに役立つことにもなっていると確信する。また寺院遺跡の発掘調査など
の如く、長期に亘りじつくりと現地に腰を据えて、緻密な調査を進めなければならない仕事は、研究所に課せられた最も相
応しい事業といはねばならない。いはば記念物課の仕事を代行するというような意味をもつともいへると思う。このほか美
術工芸関係、或は名勝（庭園）等の文化財指定のための調査や文化財の修理の際に資料を提供し協力しているが、今後も益
々緊密度を加へるよう推進すべきであろう。

当研究所は文化財保護委員会の附属機関として発足したのであり、文化財保護行政に役立つ調査研究を行う義務が与えら
れている面もあること故、国立博物館や東京の文化財研究所のようにそれぞれに独自の設立の事情なり沿革を経た後、委員
会の設立を機会にその附属として再出発した機関よりは一層強い連繋が保たれるように仕組まれているのは当然である。ま
た日本文化の発祥の地に存在し、特に価値高い文化財に取囲まれた立地条件のもとにおいては当然作品なり遺物に即した研
究を行うことを主眼とする。ここに当研究所が殊に若い世代の学究者の研修、養成の機関として役立つ面の存することもま
た当研究所の役割の一つに挙げるべきであろう。これは人事の交流を前提として活用すべき事柄でもある。

われわれは調査研究の成果の発表の機関として、年々学報或は研究史料を刊行しているが、予算、僅少で所員の研究發表
の要求に応ずること困難である。そこで、三十二年度研究所年報を刊行するに際し、単なる事務的な要覽に止めず、所員の
調査研究の主題に基づく概報ならびに、参考史料の一部を掲載して研究所の活動状態の報告を兼ね年報を刊行することにし
たり

彫刻の調査と研究経過

一 俊乗房重源の研究

鎌倉時代における東大寺の復興造営において、その初代の勧進上人になつて活躍した俊乗房重源が、文化史の上に残した業績にはきわめて著しいものがあつたが、これ等を総合的に調査し、また研究したもののはほとんどなかつたといつてよい。

そこで当研究室では寺に重源がその事蹟を自身で書き記して置いた「南無阿弥陀仏作書集」（原本複製・奈良國立文化財研究所史料第一編昭和三十一年三月二十日発行）の記載に従つて、そこに記されている各社寺を數々に探し、またそれ等各社寺に残されている重源関係遺品を調査して、重源の業蹟をより一層明らかにしようと企図している。そのためにはおとどにも、東大寺（奈良市）をはじめとして、醍醐寺（京都市）、高野新別所（和歌山県）、播磨淨土寺（兵庫県）、備中冠所（岡山県）、阿弥陀寺（山口県）、新大仏寺（三重県）、備前淨土寺（岡山県）、笠置寺（京都府）、朝宮神社（滋賀県）等の重源關係諸寺の主要なものを調査して通つたのであるが、なお小さな社寺とか、また現在廃滅に帰したようなところには、まだじゆうぶん調査し切れないところがある。例えば、渡辺別所（大阪市）、遠石小

松原木武二八幡宮（山口県）、清坂善通寺（香川県）、相模姫若宮（神奈川県）、風陽寺（兵庫県）等の如くである。これ等も漸次調査研究して行くつもりである。

二 唐招提寺の総合的研究

唐招提寺の重物調査は、昭和二十九年度に一応その基礎調査だけを終つたのであるが、その時の彫刻の調査対象は百十六点であった。したがつてその一つ一つの作例の精審な調査なり研究なりはまだ漸く繕ついたばかりである。例えば本寺における木心乾漆像の問題とか、奈良平安兩時代のうつりかわりの問題とか、鎌倉復興における作例の問題とかには、まだまだわからないところがたくさんある。

三 西大寺観音の研究

西大寺觀音の研究は、昭和三十年度に西大寺における基礎資料を一調査して、その生の資料だけを「西大寺觀音伝記集成」（奈良國立文化財研究所史料第一編）として昭和三十一年三月二十五日に出版したが、これはまつたく當研究の序の口といつてよい。なお觀音の研究

には、本堤の西大寺のはかに、奈良県下だけでも法華寺、海藏王寺、

不退寺、般若寺、白塔寺、大藏寺、大神神社、その他に仏尊に關係

深いものがあり、また大阪府下でも道明寺、西琳寺、教興寺等があり、京都府下でも橋寺放生院、淨住寺等がある。これ等にはおそらく仏尊關係の資料がいくつか残されている筈で、それ等をたんねんに尋ねることによって、鎌倉文化史に大きな足跡を残した仏尊のことが、なお一層明らかにされることと思われる。

四 藤原彫刻の研究

わが国の彫刻史の中では、その作例もかなりたくさんありますから案外に整理されていないのが藤原彫刻である。そこで当研究室ではと

くに和様彫刻の形成とその伝播という二点にしまつて、藤原彫刻の基礎研究をはじめたわけである。その中で和様の形成については、広隆寺講堂の阿弥陀如来像、仁和寺金堂の阿弥陀三尊像、醍醐寺藥師堂の薬師三尊像、六波羅蜜寺木像の十一面觀音像及薬師如来像、善水寺本堂の薬師如来像及両脇侍像、興福寺の薬師如来像等の一応の調査を終えた。

また和様とくに定跡様の伝播については、六波羅蜜寺本堂の地蔵菩薩像、法界寺阿弥陀堂の木尊像、淨瑠璃寺本堂の九体阿弥陀像、安樂院の阿弥陀如来像、円成寺本堂の阿弥陀如来像、長岳寺の阿弥陀三尊像等を調べ、それ等の写真を撮った。しかしこの研究は研究対象となる作例の数が多いだけに、かなりの歳月を要することと思う。

五 能楽発達期（室町—江戸初期）における能狂言面の研究

能狂言面の研究では、とくに室町時代のものがないがしろにされていた傾向があつた。それはこれまでにあまり室町時代の明らかな作例が知られていないからである。ところが昭和二十八年頃から奈良の山間にあるいくつかの神社から室町時代の明徳ある能狂言面がつぎつぎと発見され、その数量もかなりの数に上ることになつたので、その本格的な研究をはじめたわけである。その研究対象は次の通りである。

柳生丹生神社（九面）	吉野勝手神社（十面）
多武峯諏訪山神社（一面）	柳生八坂神社（五面）
宇陀海神社（八面）	水間八幡神社（九面）
奈良豆比古神社（十九面）	柳生長尾神社（四面）
吉野天川社（三十一面）	伊勢和屋村（七面）
	（小林 博）

興福院のふくさ及び東大寺図書館の厨子

研究所発足以来、工芸室は研究所の主旨に添い工芸室のテーマをもつて調査研究を続けていた。調査地区は地理的關係から近畿地区を第一段階としているが、依頼調査は許される範囲において依頼者の要望にこたえて出張調査を行つた。

工芸室の調査物件の主なるもの記せば、以上の如くである。

昭和28年7月	千体寺の能衣裳、能面	天川社	伊勢一色町、通町、馬頭	奈良縣吉野郡天川村	奈良市五条町	東大寺図書館園子	奈良市御門町 東大寺図書館
" 12月	能衣裳、能面	千体寺	伊勢一色町、通町、馬頭	奈良縣吉野郡天川村	奈良市五条町	"	"
昭和29年6月	春日神社能衣裳	春日神社	奈良縣吉野郡天川村	奈良市五条町	奈良市五条町	"	"
" 7月	唐招提寺総合調査	唐招提寺	奈良縣西大寺町	奈良市五条町	奈良市五条町	"	"
昭和30年8月	西大寺総合調査	西大寺	奈良市五条町	奈良市五条町	奈良市五条町	"	"
昭和31年7月	興福院ふくさ	興福院	奈良市法蓮町	奈良市法蓮町	奈良市法蓮町	"	"
" 12月	東大寺能衣裳、能面	東大寺	奈良市法蓮町	奈良市法蓮町	奈良市法蓮町	"	"
昭和32年7月	唐招提寺舍利塔コレクション	唐招提寺	奈良市法蓮町	奈良市法蓮町	奈良市法蓮町	"	"
" 9月	東大寺舍利塔	東大寺	奈良市法蓮町	奈良市法蓮町	奈良市法蓮町	"	"
昭和32年10月	知足院厨子	知足院	奈良市法蓮町	奈良市法蓮町	奈良市法蓮町	"	"

今回紹介を試みる作品は興福院のふくさと東大寺図書館に保存されている厨子である。

これらの作品は、その製作の優秀さにももちろんあるが、それに加えて、これらの作品の類例が殆んど他に見られないことで、まことに貴重な資料といえよう。かかる意味において、この二点の紹介を撰んだ。

一 興福院ふくさ

興福院の什物として伝えられている参拾壹枚のふくさは、ふくさの資料としてまことに貴重な作品といえよう。この興福院ふくさは、いわゆるかけふくさで進物などの上に覆いかけるものである。ふくさは純綿、綾紗、袱子などいろいろの織物が当たれているが、その語源やその発展歴についてはいまだ定説がない。しかし、染織工芸品は、その発生は殆んど实用に立脚し、やがて装飾へ移行する一般性から考へて、はじめは塵をよけるため覆紗したことからやがて美

的景観を添えるかけふくさの出現にまで發展したとも考えられよう。

興福院ふくさは、江戸初期の後期に屬する作品で、すでに藝術的な要素を多分にもつたふくさになつてゐる。先づ作品を紹介するべく、

白綿子地枝垂桜丁字袋縮花文様刺繡紬紗

^{8.9}
1.67R × 1.71R

赤綿子地狸々文様刺繡紬紗

1.67R × 1.71R

紅綿子地羽子板葵寿文字入文様刺繡紬紗

1.67R × 1.71R

纏綿子地鈎子蓋草花長生文字入文様刺繡紬紗

1.67R × 1.7 R

纏金綿子地梅花末広宝袋葵寿文字入文様刺繡紬紗

1.6 R × 1.7 R

薄綿紬子地丁字袋財斗南天若松万歳文字入文様刺繡紬紗

1.67R × 1.73R

白綿子地柳蓋分舟文様刺繡紬紗

1.66R × 1.67R

黄茶綿子地中啓花籠万歳文字入文様刺繡紬紗

1.65R × 1.7 R

白綿子地枝垂桜宝袋廣斗文様刺繡紬紗

1.7 R × 1.7 R

纏綿子地牡丹反物宝尽し宝寿文字入文様刺繡紬紗

1.66 R × 1.7 R

白綿子地鈎子熨斗菊花擂青文字入文様刺繡紬紗

1.68 R × 1.71R

薄綿紬子地熨斗秋草文様刺繡紬紗

1.68 R × 1.67R

紅綿子地龍菊花千秋榮文字入文様刺繡紬紗

1.66 R × 1.7 R

紅綿子地門松依万歳榮文字入文様刺繡紬紗

1.68 R × 1.7 R

薄綿紬子地梅雨天熨斗繁昌文字入文様刺繡紬紗

1.69 R × 1.69 R

紅綿子地島台寿文字入文様刺繡紬紗

1.66 R × 1.7 R

紅綿子地花活福貴文字入文様刺繡紬紗

1.66 R × 1.7 R

黄茶綿子地梅花宝尽し福寿文字入文様刺繡紬紗

1.66 R × 1.7 R

白綿子地瓶子鈎子つゝじ葵寿文字入文様刺繡紬紗

1.68 R × 1.7 R

第一圖 興福院ふくさ

白糸子地歛花活花團扇文様刺繡紗

白糸子地中唐松竹宝尽し文様刺繡紗

薄緑綾子地若松宝尽し寿文字入文様刺繡紗

赤糸子地宝船中唐千歳文字入文様刺繡紗

鬱金綾子地枝垂桜茶差蘿花文様刺繡紗

白糸子地松竹宝船文様刺繡紗

赤糸子地ばら花反物宝尽し宝寿文字入文様刺繡紗

赤糸子地ばら花反物宝尽し宝寿文字入文様刺繡紗

赤糸子地柄反物寶斗万葉文入文様刺繡紗

白糸子地大模宝尽し黒物万葉文字入文様刺繡紗

鬱金綾子地熨斗宝尽し小袖福寿文字入文様刺繡紗

これらの参拾地紋のふくさを見ると、ふくさには刺繡を施すべきものと云う観念が強く感じられるように、見事な刺繡がなされている。これに、ふくさの用途が多分に格式ばつた用途に用いられるようになつたため、他の文様染や織物に比べて刺繡のものも表現効果が高くわれたためであろう。

殊に、この参拾地紋のふくさは、徳川五代將軍綱吉が彼の側室であつた瑞春院に祝賀のたびごとにおくつたものであり、これを興福院五代の住職警音が正徳三年に江戸へ伺候した時に瑞春院から直接に拜領したという由縁がある。江戸初期において徳川将軍家と特殊な関係をもつに至り、寺内の最高の場所に歴代將軍の廟所まで建立している興福院に、これらのものが伝えられていても別に不思議はないが、地区が南都だけに些か興味を引く。

1.69尺×1.69尺

1.67尺×1.7尺

1.69尺×1.7尺

1.7尺×1.7尺

1.67尺×1.7尺

1.67尺×1.7尺

1.7尺×1.7尺

1.7尺×1.7尺

1.7尺×1.7尺

1.7尺×1.7尺

1.67尺×1.69尺

五代將軍綱吉に延宝八年八月に將軍職につき宝永六年正月に歿するまで約三十年間將軍として君臨したが、その間の天和、貞享、元禄、宝永時代は染織史卜まことに華かな時代であった。したがつて、興福院ふくさは宝永六年までに製作された作品であることが知られる。

ふくさの生地は江戸初期頃から漸く一般の衣服用に使用されるようになつた綿子、綾子、綿子の三種類に限られ、その地色も赤系統が最も多く白がそれにつき、青系統と鬱金色、黃茶色となつてゐるが、これも時代の好みが反映したものであろう。参拾地紋とも寸法は、ほぼ同じであり裏は一枚の例外もなく紅綿がつけられてある。

文様は四季の花を玉手としたものが多く、それに吉祥文様や蝶様のいい言葉を文字に出したものもあり、これらを多彩な色系や金糸で、精巧緻密に些かの破綻もみせず鮮かに刺繡してゐるのには誰れしも驚異的はない。我が国における刺繡の発達は早く、すでに飛鳥時代からその作品を残しており各時代によりそれぞれの技術発展は見られる。然し殊に、奈良末期から桃山期にわたつて小袖の表着えの進出と能衣裳の発生発展に伴つて、それらに刺繡を施す必要性は繡技の発達をうながさざるを得なくなり刺繡技術の非常な発達がみられるにいたつた。更に、江戸期に入つては、繡技の変化と技術の洗練化へ進む傾向を示してくる。興福院ふくさにはそのような情勢もみられ、どの作品も仕上りはまことにすつきりとして洗練されてゐる。

製作者にはよほどの腕達者が採られたと思はれるが、かま糸による手繡の繡技は驚く程に冴えており、他の捲糸や金糸による精巧にして技術的な種々の繡技も見事な技術的バランスを保つてゐる。このすぐれ

た織枝と共に、系色の配色も巧妙を極め六色或は七色の色彩を自由に選択しているが、殊に金糸の扱い方がいい。色糸のやや繁雑に流れんとする時は強く金糸でしめぐくり、或は又、金糸で視覚的重圧を加え、布面の色調を調和させて格調の高い、しかも豪華な作品を完成している。ややもすれば低调に陥り易い刺繡作品に、かかる高い品格と藝術性が観得されるのは、すぐれた織枝と洗練された色彩感覚によるが、将军御用と云う絶対的なものに対し、製作者のきびしい態度も看過できないものだらう。保存よく伝はる興福院ふくさは、江戸ふくさの代表的優秀作品であり、類例の頗めてすくない貴重な資料である。

二 東大寺図書館の厨子

厨子といえば誰れでもが神像や仏像や舍利塔をはじめとして信仰の対象物が納めてあるいれものを想像するだらう。現存している厨子の殆んどが信仰の対象物を安置していることからして、そのように考えられるのも無理からぬことである。

厨子の用途はいろいろとあり信仰の対象物を安置するのもともと、厨子の用途はいろいろとあります。厨子の現存品が非常に多くなく、ただ正倉院に伝わる三基の厨子が代表的なものである。その一つは正倉院宝物中でも最も山牆の深いものの一つである赤漆文櫻木厨子で、この厨子は天武、持統、文武、元正、聖武、孝謙の歷代にわたつて伝えられたことの知られるもので、これは天皇が常に御所間に置かれ、その中に雛巣、社家立成、樂器類などの卷物のほか、上

が納められてあつた。他の二つは、黒柿両面厨子と柿両面厨子と呼ばれるもので共に厨子の表と裏に両面開きの扉があり、中に一段の棚をつくり、台には香炉間形透かしの床脚がついている。この二つの厨子は赤漆文櫻木厨子の如く用途が判然としていないが、厨子の構造から推測して同様な用途にあてられたものであらう。

正倉院に伝えられるこれらの厨子と同様な用途をもつ厨子の作例は見出しづらいが、いま、東大寺の図書館に伝えられている厨子は、構造は異つているが用途は正倉院厨子と同系統のもので、類例のまことにすくない厨子である。

東大寺図書館の厨子は木質黒漆塗り、両折両開きの扉をもつもので、高さ五尺一寸五分、開口四尺五寸、奥行一尺一寸八分。中に四段の棚を設け、大般若波羅蜜多經六百巻が納められる。扉の内側には大般若經の守護神なる十六尊神の像が描かれてあり、大般若經を納める厨子で、書架の用途をもつた厨子といえよう。

厨子の構成は台座、軸部、尾根の三部分からなる。台座は香炉間形透かし前後各三、左右各一箇あり、高さ七寸二分五厘、開口四尺六寸八分、奥行は一尺三寸六分五厘で底板も上板も張らず幅二寸二分の木版である。四隅の上下には無文の鍍金具が都合八箇つけられていたが、現在は前面の左右の上下に残るのみ。台座の上部、即ち軸部をのせる場所の四隅には五分位の山形の突起をつくり軸部の安定をはかっている。

軸部は下から五寸四分の高さに前面は三箇、左右各一箇の香炉間を開け、それらを胡粉地にしてその上に緑青で唐獅子を一匹ずつ達者に

第二圖 東大寺図書館厨子

描く。正面中央の唐獅子は正面を向き、左右の唐獅子は相対する姿に描き、左右の側面は対照的な姿勢に描かれている。扉は両折両開きのもので、柱に左右ともに三箇の鍍金金具の蟻番でつけられ、扉の折目にも三箇の同様の金具蟻番でつけられており、扉の表面中央に押えの鍍がありその少し上部にえび鍍がつけられている。扉の内面には十六善神の画像を可成り細密な筆で描く。内部は厚さ七分、幅一尺一寸の棚を四段設け黒漆塗り。無文の鍍金金具が香炉間のある部分の四隅の上下と正面の香炉間の上下に各二箇づつ打たれている。

屋根は巾九寸九分、長さ四尺二寸の上蓋をもつ巾一尺七寸、長さ五尺、高さ二寸三分五厘の屋根で、ゆるやかな傾斜をもつてゐる。

描く。正面中央の唐獅子は正面を向き、左右の唐獅子は相対する姿に描き、左右の側面は対照的な姿勢に描かれている。扉は両折両開きのもので、柱に左右ともに三箇の鍍金金具の蟻番でつけられ、扉の折目にも三箇の同様の金具蟻番でつけられており、扉の表面中央に押えの鍍がありその少し上部にえび鍍がつけられている。扉の内面には十六善神の画像を可成り細密な筆で描く。内部は厚さ七分、幅一尺一寸の棚を四段設け黒漆塗り。無文の鍍金金具が香炉間のある部分の四隅の上下と正面の香炉間の上下に各二箇づつ打たれている。

この厨子

書写畢為寺門繁昌仏法紹
隆勸六百人持齋成令書寫之
内也

若波難密多
経六百卷は、
高さ一寸五
分、縱一尺
一分五厘、
横一尺三寸
五分五厘の
黒漆塗りの
箱に、一箱
に十巻づつ
納め一段に
納め一段に

第三圖 東大寺圖書館厨子内部

これによつて大般若経六百巻書写の意図も判るし、六百人が動員され一人一巻を書写したわけで、良信みづからも巻五百七十八を書写し文保二年に完成したことが知られる。良信は興福寺別当を嘉曆四年までに前後四回もつとめた人であり、文保三年には一乘院の門跡をつとめている。彼の権勢において六百巻の書写もなしえたことからして、これを納める厨子の製作も容易に考えられよう。したがつて、厨子の製作年代は文保二年とみて間違はあるまい。

このような事情からして、この厨子は最初は興福寺に置かれていたものと思われるが、如何なる事情があつてか、明応七年（一四九八）に東大寺に移されて保存されるに至つた。この間の事情は、良信書写的の巻五百七十八に別紙を追加し明記されている。即ち、

明応七年八月日以勅進買得之

東大寺成境院所寄附沙門_{長信}_{六十四才}

般若経六百巻の書写が完成した文保二年（一三一八）にこれを納めるために製作されたものである。現在、大般若経六百巻は、縱八寸四分、横一寸五分の折本仕立てになつておらず、一紙の長さ一尺七寸五分、二十九行十七字詰で何れもが書写されたものである。巻五百七十八をひろげて見るとその巻末に、

文保二年五月三日癸酉一行三札而

鎌倉期の厨子の遺作は可成り現存するが、何れもが信仰の対象物を納める厨子であり、かかる用途をもつ鎌倉期の厨子の遺品はその類例が見られないといつてもいいだろう。台座や香炉間、屋根に可成りの漆はげや損傷は見られるが、補修などは少しもなく概して保存も良好で、鎌倉末期の作風をよく示している貴重な資料である。（守田公人）

奈良県下仏画調査報告（1）

年報の創刊を機に、私が研究所に赴任して以来約五年間、奈良県下を調査して廻り、その際に偶々するを得、或は又從来から知られ乍らも公表の機会に恵まれなかつた仏画類のうち、特に優秀なものと寺社別に整理して、大方の便に供したいと思う。但し、ここに通称南都七大寺なる奈良市周辺の諸大寺については、その一部は既に調査済みで、公表したものもあるが、更に将来南都諸大寺の絵画に関する総合目録をも意図しているので、紙面の都合もあつてこれを割愛した。又從来

から國家の指定を受けているものも省略に附した。

以下諸寺社の仏画を列記するに當つて、時代の余りに降つたものはこれを除き、主として室町時代までの秀作のみを紹介するに留めた。尚上段に○印を附したものはとりわけ優れたものと認められるものである。又紙数の關係上十分説き尽し難い傳品については、あらためて詳述する機会を持ちたい。

一 庚 申 堂

生駒郡片桐町

一国一字庚申堂と称し、寺伝では明暦年中（1655年）に建立を見、以後民間に特殊な信仰を得た。従つて同寺の主なものは何れも後世の寄進になる。先づ庚申信仰の本尊である青面金剛に注目したい。

○青面金剛像 一幅
絹本着色 掛軸 （経）24.5cm （横）13.7cm
(14世紀)

小画面中央に「鬼上に立つ」四臂の青面金剛像を配し、左右に二童子、下方に四鬼神を描く。細勁線を駆使し極めて細密の彩色を施す手法は、古い裝飾絵などに近い。画面の周囲には紗に裏透を施した古い表装部分を留め興味深い。四天王寺庚申堂の伝來と伝う、聊か破損と変色が著しい。

第1圖 青面金剛像

青面金剛像 一幅 (第1図)
絹本着色 告幅 (昭) 93.

0cm (幅) 38.0cm
大きいが、焼因など前者と殆ど異
南都系仏團の風趣を示す。時代は
物と伝う。

（續）
は前著
異なる
途のものに
ない。もと
破損と共に
什物と伝う

べに後補がかなりひどく、上下左右に切りつけめがある。通
じて古様且つ異形を示し、彩色には金泥切金などを用い
鏡作神宮寺（奈良県磯城郡都村にあつたと伝えられる）の

大般若十六善知因
絹本着色 挂幅 一副半(絹幅39.4cm)
(墨) 111.5cm

弘前樂園	一 番	(15.0m)
第五樂園	二 番	(14.0m)
第六樂園	三 番	(13.0m)

珠網を用いる。南都系繪仏師の作。

この作 引用法の例
アーヴィング作 萬葉四名古屋の三軒茶
弁才天秘曼荼羅一幅、等見るべきものあり、又襷絵として望月玉齋の
神仙図が注目に値する。

二松尾寺

大和郡山市矢田町

初午で高名の松尾寺もその史実には乏しく、中世以後修驗的な道場として推移したらしい事が想像されるに過ぎない。絵画には比較的の活潑教系のものが多い。尚积迦八大菩薩像のみは重要文化財の指定を受けている。

○聖衆來迎圖 一幅（第2圖）

13世紀

(三) 81, 4cm

極めて古様の來迎図と見られ、中尊をとりまく七尊は二比丘形を渥え、その配列には學茶羅的なものを感じ、京都安樂寺院本（重要文化

財)に酷似する。別に15世紀頃の釈迦・阿弥陀三尊像

120.7cm(高) 65.5cmが注目される。

○仏眼曼荼羅 一幅

絹本着色 掛軸 (巻) 71cm (横) 58cm

やや異形の仏眼曼荼羅。図像的に注目される。彩色が鮮明で美しい。

これよりやや降る時代の尊勝曼荼羅——(巻)105cm (高) 79.7cm——

尊勝、愛染、不動三体のみの曼荼羅、ほぼ同本を河内金剛寺に藏する(重要文化財)。

○阿弥陀菩薩像 一幅

絹本着色 掛軸 (巻) 95.5cm (高) 43.5cm

定印の上に五輪塔を保つ、五智宝冠を着する菩薩形。台座その他の彩色は華美で、南都系仏画に屬する。

○如意輪觀音像 一幅

絹本着色 掛軸 (巻) 95.5cm (高) 43.5cm

六臂の如意輪觀音は岩座上にあり、その右辺に瀑布と奔流と「童子」を、左下方に竜を描く異色ある作品。題して石山如意輪觀音といふ。

○大威德明王像 一幅

絹本着色 掛軸 (巻) 45cm (高) 117.2cm

(横) 65.8cm

時代は降るが唐招提寺本(重要文化財)と同形の像。

○愛染明王像 一幅

絹本着色 掛軸 (巻) 82cm (高) 41cm

奈良県下仏画調査報告書

1

通途の愛染明王像、朱肉身、朱円光、宝瓶上に坐す。作風優秀。尙同寺には15世紀頃の天弓愛染明王像のほか、同形の愛染明王像二種がある。

○愛染明王像 一幅

絹本着色 掛軸 (巻) 39.3cm (高) 110cm

衣文に盛上げ彩色多用、下方に石蔓あり、左右に夫々来迎形の十一面觀音立像と八臂弁才天立像を配する異形のもの。

この他やや見るべきものとして、紅頬梨色阿弥陀如来像、来迎形十一面觀音菩薩像各一幅。不動明王、童子像三種三幅等があり、山田道安筆と伝えられる市守長者像一幅もかなり高名である。

三 宝 檇 寺

生駒郡生駒町小平尾

生駒郷の古刹で、室町初期の本堂には、地蔵十王図、普賢十羅刹女図の壁画が描かれている。

(15世紀)

阿弥陀三尊像 一幅 (14世紀)

絹本着色 掛軸 (墨) 115cm (横) 55cm

切金の細緻な好みは、余り古く済り得ない。三尊とも立像で、来迎形を示すが、傷みがひどい。

釈迦三尊像 一幅 (第3図) (15世紀)

絹本着色 掛軸 (墨) 80cm (横) 45cm

前者と異り切金を用いず、多彩を極める趣味は南都系仏画の典型である。脇侍は夫々、獅子と象に乗る。時代はやや降るであろう。

四 長 福 寺

生駒郡生駒町依口

五大福寺 (15世紀)
北高城郡広陵町箸尾

寺史は詳でない。鎌倉後期の本堂内陣には柱に両界の諸尊、長押や小壁に飛天や千体仏を描き甚だ興味深い。

両界曼荼羅 双幅

絹本着色 掛軸 (墨) 156cm (横) 120cm

その昔東西兩寺を中心多くの堂舎を有したこの寺も今は全く疲弊している。しかしそこに遺存する仏画には見るべきものが少くなく、往時を偲ぶに足る。

仏頂檠圖 一幅

絹本着色 掛軸 (墨) 124.5cm (横) 96cm

釈迦三尊十六菩薩圖 一幅

絹本着色 掛軸 (墨) 145cm (横) 72cm

共に細かい繪地に美しい彩色と細い切金を施す、制作もほぼ同じ頃と思われる。所謂南都系絵師の作、共に正徳六年(1716)同寺東等西方院に於て修補を見ている。

四臂不動明王二童子像 一幅 (第4図) (15世紀)

絹本着色 掛軸 三面一鉢(両側狭し) (墨) 124cm (横) 66cm

○文殊諸尊來迎図 一幅 (15世紀)

板絵著色 掛軸 (墨) 171.8cm (横) 87.8cm

文殊菩薩は梵鏡と剣を持つて獅子に跨り、八大童子と見られる諸脇侍を従えて雲に乗り来迎する如くに見える。変顔色と刹落のため原容は著しく失われているが、来迎形文殊諸尊像は珍しい。

明王は立像、右手は蓮花と劍 左手は三鉢載と索、水波上岩座に立つ、盛上げ彩色の傾向を帶び、切金を用いず金泥を主とす。古様の図像によるものであろう。

○弘法大師像 一輻

絹本著色 挂幅 三幅一鋪 (縦) 101.5cm (横) 96cm

箱書によればもと永久寺学僧方のもの、彩色は淡白にして筆格はすぐれている。

○益信・聖宝両僧正像 双輻

絹本著色 挂幅 (縦) 54.5cm (横) 32.2cm

粗い網地にも拘らず細い筆使いは、性格描写に富み、この種画像としては逸品。上部には梵文がある。尚大福寺にはこの他に、天文一二年(1543)の年記を有する十二天像十二幅、天文一五年(1546)の春日鹿夢茶羅一幅、天文一八年(1549)の真言八祖像八幅、文亀三年(1572)の天神像一幅等あり、何れも時代に比して古様で筆格高く且つ保存がよい。これらには共通して南都系仏画の傾向が濃厚である。

六 室 生 寺

宇陀郡室生村

同寺の絵画と云えど、金堂後壁の帝釈天曼荼羅と金堂諸仏の彩色光背によつて著名であるが、掛幅画としては次の如き什宝を藏する。

両界曼荼羅 双幅

絹本著色 挂幅 (縦) 296cm (横) 186cm

破損少く、彩色・切金等に見るべきものがあるが、尊像の配置には

やや崩れが見られる。

釈迦三尊十六菩薩神図 一輻

絹本著色 挂幅 三幅一鋪 (兩側幅狭し) (縦) 123.5cm

十六菩薩に阿難・法鴻・玄奘・深沙大將を伴う、上方に靈鷲山あり、下段に水波あり、波文翻転著し、文亀二年(1502)の修理銘を有し、慶應三年郡山高島家からの寄進となす。

(15世紀)

○普如童王図 一輻

絹本著色 挂幅 (縦) 91.5cm (横) 38.5cm

古米室生寺の祕宝、細絹に極めて細麗の筆、緑色の顔には宝冠を頂き、朱衣の上には群青緋青交りの雲文、輪宝文を散らす。全体黒ずんで破綻もかなりに及ぶ。桂昌院の修補にかかる時絵箱に納む。尚他に童王像二三幅あり。

○真言八祖団 八幅

絹本著色 挂幅 三幅一鋪 (絹幅43.7cm) (縦) 大約167cm

(横) 142.5cm

通常の八祖画像、但し筆格高く古動の線と淡彩の故に、漂渺とした大きさを感じしめる佳品、明暦(1655頃)、享保、明治初と修理を重ね。保存良好、一部贋あり。

○理源大師像 一輻

絹本著色 挂幅 三幅一鋪 (縦) 179cm (横) 118.8cm

色彩は淡白で淡綠以外は殆んど目立たない。破損ひどく頭部の欠損著しいのが惜まれる。或は前記八祖像と同時の作か。理源大師に誤な

しとすれば古像に属す。上部に贊あり。

尚皇生寺には以上の他に、著名的な南蛮風俗図屏風六曲一双、及びやや見るべきものとして仏涅槃図、弥勒菩薩像、聖德太子像各一幅、宝生寺特有のものとして宝珠曼荼羅、土心水師像各一幅等がある。永正九年（1512）の年記ある宝鏡印舍利塔には不動愛染四天王の屏繪がある。

七大藏寺

宇陀郡大字陀町栗野

奥電門の名刹である大藏寺は、往時芳野から伊賀方面へぬける道筋にあたつたものと考えられるが、現在は訪れる人も稀である。

兩界曼荼羅 双幅
絹本着色 挂軸 (巻) 149.8cm (横) 128cm

細密な彩色手法を駆使し、すぐれたものである。箱書に「応永三丙

年南呂（八月）之天」とあるのを制作年次と考えてよいであろう。

年南呂（八月）之天
（巻）149.8cm
（横）128cm

中央向つて左上より右下に阿弥陀如来及び廿六体の菩薩衆が来迎する。上段に極楽淨土宮、下段に娑婆世界の光景を往生者の感と共に描き、右辺には雲中無数の立像型小化仏を配する。細緻な切金文の趣向は余り測り得ない。

○觀衆來迎図 一幅
絹本着色 挂軸 (巻) 107.5cm (横) 62.7cm
（巻）122.5cm
（横）84.0cm

积迦三尊十六善神 一幅

絹本着色 挂軸 (巻) 107.5cm (横) 62.7cm

通途の作品。貞享三年（1686）の修理銘を有する。尚同時修補の十六羅漢十六幅あり。

真言八祖圖 八幅

絹本着色 挂軸 (巻) 72.5cm (横) 37.8cm

室町期特有の粗糲なれど古様を保つ佳品。よき粉本による転写本、上部に贊あり。破損かなり著しい。他にやや時代の降る弘法大師像一

幅あり。

○十二神将像 十二面（第5回）

（13世紀）

板絵着色 額装 (巻) 約90cm (横) 約60cm

非常に個性的な特異な像容は、古い因像によつた事を示し、興福寺藏板彫十二神将を想起せしめる。もとは一連の板壁画であったものをを一休づ切り新装にしたらしく、切断面は区々で新しい板を繋いで長方形に作上げている。本堂本尊薬師如来（12世紀頃）の外護の役を勤めたものであろう。更に細説を期す。

第5図 将神二十

尚同寺にはこの他に、斯界に著名な聖徳太子絵伝二幅を藏するが、私はこれを調査していない。他に延徳二年（1490）施入の高野大師行状絵伝十巻がありほぼその頃の作であろう。十二天立像十二幅、仏程繁図一幅、等も室町期を跨らないものである。

この他に調査を行つた所として吉野郡下市町内の願行寺、海上寺等があるが、それらの詳細は近頃上梓を見た大和下市史に説明を試みた。又生駒郡生駒神社の生駒曼荼羅については、国華26号の一部に附説したので共に省略に附した。

（浜田 隆）

図版解説

薬師如来坐像

京都 六波羅寺

木造漆箱 像高五尺三寸五分

与願施無畏印の通仏相に薬壺を持った薬師如來で、いわゆる半丈六の坐像である。見るからに堂々とした風姿をもつたもので、彫りの調子も力強い。この様式や手法などは、藤原前期の正暦四年（993）の納入文書をもつ滋賀県善水寺の薬師如來像によく似たもので、あるいはそれよりも多少古いようなところも見受けられる。それだけになかなかしつかりとした好い像である。こんなものが未だあまり人に知られずに残つているのであるから、六波羅薬寺はやはり伝統の古い名刹である。

（小林剛）

建造物研究室 遺跡、庭園

昭和三十一年度庭園遺跡調査概要

これまでの庭園の図面に、テープ使用の平板測量に見取図を加味した程度のものしか作られていないかった。しかしながら、庭園文化史を

研究する上に、その精密な実測図は極々の面で欠くことのできない資料である。それゆえ、われわれは、平面図に海拔高と等高線を入れる精密測量をおこなうこととした。こうした測量作業によって、庭園およびその遺跡の現状を正確に記録することとなり、造園当時、自然地形が如何に利用され、改変されたかという点を推測し、造園技術を考究する手振りを見出せりとする新たな試みをおこなっている。この意図のもとに、昭和28年から修学院離宮の調査を開始し、昭和29年学報第二冊として「修学院離宮の復原的研究」を出版した。その後は、南都大乗院庭園を中心とする中世庭園文化史の研究をとりあげ、これと関連した諸庭園遺跡の測量調査を実施しつつある。

一 章 王 山 城 跡

室町時代末期天文年間市遠忠氏の掘った竜王山城南城（海拔約7m）から、北城（海拔約7m）にかけて、山桜地帯約2平方糸の地形測量を行なつた。コンパス及びレベル盤の測量器を使用し、縮尺五百分の一（第版用千分の一）、5m毎の等高線を入れた地形図を作成した。

（天理市史 189頁参照）

二 永 久 寺 跡

天理市内にある内山永久寺跡一帯を、測距アリダード使用、平板及びレベル併用の地形測量を行なつた。縮尺三百分の一、等高線は50cm毎に入れた地形図を作つた。（天理市史 190頁参照）

この寺は藤原時代永久年間に禪定院（後の大乘院）の權少僧都頼実が創始したもので、主要建築としては、本堂、真言堂、觀音堂、多宝塔、大喜院（大坊）等があり、大乘院の末寺であつた。現在それらの建物は一字も残らず、唯一棟、本堂の後方に建つて鎮守三所明神社の押殿（鎌倉朝）が、近くの石上神官振社拜殿となつてゐるだけである。しかし本堂の位置周辺の地形はよく残つており、數多い僧坊敷地の土留石垣や通路や水路など、そのままに田畠の境界や畦畔に添つて残つてゐる。又四向の本堂の前面少し下つた所、大坊の南側に、現在灌漑用水に使用されている大きな池がある。この中島の池邊には信堀力という人が立てた庭石がある。詳測は内山之記、内山之井などの古記録、江戸時代に描かれた摺図と照合すれば昔の姿が判る。（学報中

三 法金剛院跡

大乘院庭園が、藤原時代からのものであるかどうかを比較検討する目的で、法金剛院遺跡の地形調査を行なつた。区域は寺地は勿論のことと、山陰緑花園駅と線路を距てたその南側の田畠や墓地や宅地をも含め、縮尺二百分の一、海拔標高と、50 cm 毎の等高線を入れた地形図を作つた。

四 京都御所の建築と庭園

京都御所庭園の研究の一環として京都御所内の主要建築の配置と、庭園の地形地物の実測を行ない、縮尺二百分の一、海拔標高と等高線 50 cm 毎を記入した図を作つた。

数年来近世禁裏御庭指図の整理によつて、慶長度、寛永度の庭園の姿が分つたのであるが、更に高視市史料（藤直幹博士示教）によつて承応度築庭事情と、その作者がはつきりしたのである。又慶長度から寛永度、承応度、寛文度と、池庭、造水庭と交互にかわり、延宝度になつて、今日のに近い形態となつたことを確認した。（昭和 33 年 10 月の遺聞会にて、協力者真木岡正吉と連名で報告した）

五 本泉寺、朝倉館庭園跡

大乗院庭園が、藤原時代からのもの改造であるか、室町時代新設かを判定するため、手よどこでもいいから、これこそ地形も石組も室町時代庭園の本当ものであるといふものをつきとめ、それらを詳細に比較する以外にないと考えた。京都市内外に多い伝宗町時代作品の多

くは、長年月の間に手が入りすぎていて、信頼できるものがほとんどないといつてよい。そこで敢て越前に残る文明七年運如上人造営の確証ある金沢市二俣本泉寺、福井市東郷外足羽村一乗谷朝倉館の湯殿庭跡、諏訪館庭園跡、南陽寺庭園跡等の地形測量を行なつた。そして縮尺は何れも百分の一、等高線は 50 cm 毎に入れた図が出来上つた。
(学識中日庭園文化史叢書)

六 妙心寺退蔵院庭園

妙心寺退蔵院と雲菴院とは京都市内に残る室町時代末期庭園と伝えられているが、その建物と庭園との関係から見て、疑問に思われる点があるので、詳細に調査して見た。実測図は縮尺五十分の一、等高線は 20 cm 毎に入れた。

この庭園に見られる枯山水様式は、全くの平坦地でなく、そこには地形の凸凹が加強されている点は、江戸時代初期のものとは違う。

七 慈照寺(東山殿跡)の建築と庭園

室町時代中期(東山時代)を代表する東山殿(現慈照寺)と大乗院とを比較するため、詳細に実測を行ない、建築配置を入れ、縮尺百分の一、海拔標高と、50 cm 毎の等高線を入れた実測図を作製した。

その結果東求堂と觀音殿(銀閣)は、東西 28 m (92 尺 5 寸)、南北 30 m (98 尺 5 寸) の距離にあつたこと、池は觀音殿(銀閣)の南方 30 m の山麓にまで擴つていてこと、山腹の枯山水は露出した岩盤であること、その下方の湧泉の附近の石組も其後かなりいぢられていることなどが分つた。

(森 薫)

建造物研究室 建築

法隆寺東室の間取

先に元興寺極楽房の解体修理工事に当つて、奈良県教育委員会に協力して調査を行い、その結果は学報第4「奈良時代僧房の研究」として報告したが、今回同じく僧の住いである法隆寺東室が解体修理される機会に、再び県教育委員会と協同して調査を行なつた。工事は最近ようやく再建独立にかかる處で、現在なお調査の結果を検討中であつて、詳細は後日工事報告書にまとめられる予定であるが、ここではその概要を報告しておきたい。

東室は云うまでもなく、いわゆる三面僧房の一つで、天平の齊賀帳にある僧房四口の中の一つ、長175尺・広38尺とあるものに當らしく、南北に細長い切妻造りの建物である。その沿革については、別当記によれば12世紀の初頭一たん顛倒して保安2年に再建され、その後南端三房分を堂に改めて聖霊堂としている。その後13世紀の中頃寛永4年(1627年)にそれぞれ修繕が行なわれ、下つて是長年間に法隆寺内の他の建物と同様相当規模な修理を受けた。現在見られる建物の外観はほほこの時のもので、さらにその後建具、内部間取等が何回か変更されているのである。したがつて修理前にはこの建物がどの程度創建、もしくは保安再建時の面影を伝えていたのか全く不明であつて、散見された古材も或は寺内の他の建物から

の寄集めではないかとさえ思われた程であつた。

調査は困難を極めたが、少しづつ建物の歴史が解明されて行つた。まず軸部については柱・桁・梁・棟木・橋等に創建時の材を残している事が明らかになつて、當時の構造の大要を知ることができた。すなわち軸部は斗拱を用いず、丸柱頂に直接幅広の桁をのせ、桁上に相欠にした大梁(身)及び脇梁(足)で梁行をつなぎ、一軒の丸棟をかけた簡明なものである。古い形式を伝える神社建築や、古文書等で知られる奈良時代の住宅の構造形式がこれと全く等しいのはすぐ氣付くことで、法隆寺のような大寺の伽藍内でも僧房には堂・塔と異つた、かような手法が行なわれている点は注意する必要がある。

ところで僧房としての特別な構法はその間取に関連して棟通りの柱及び大梁の配置にある。普通の堂ならば棟通りの柱は両端の妻にだけあつて、内部には建たないのであるが、この場合には一間おきに入る。そして大梁も中柱のある上にかかるのは陸梁で、中柱のないところに虹梁が配され、陸梁の上はサス組、虹梁上は束で棟木を支える構造である。桁行の柱間寸尺は不同があるが、大体10尺程、身舎の梁間は約20尺であるから、上のようすに柱・梁を配置すると約方20尺の部屋がとれ、それに前後の庇(掌間約8.5尺)がついたものが一単位になる。即ち

法隆寺東室間取復原図

創建当初

元興寺極楽房間取復原図

創建当初

開口力
開口力

保安一年再建後

镰倉時代初期再建後

法隆寺西室間取復原図

寶寧二年再建後

僧房の間取比較図

桁行の柱間二間（府行約20尺・梁間37尺）が一房分で、このことは古今日録抄に「東室へ九房ナリ・一房ニ二間宛ナリ」とあるに相應するが、それが大梁・小屋組にまで現われているのである。この単位房が連続して並んで細長い建物を形造るわけである。なお方20尺の身舎には梁上に天井を張つて、住居らしきを現わしているが、底は檻をそのまま見せている。

次に間取の細部の調査にかかったが、ここでは前記の構造とは比較にならぬ私の困難にぶつかった。というのは、①間仕切が少い処で4回、多い処では8回位変更されて、それらの痕跡が重なり合っている。②永和・慶長の改修に当つて貫を通したり、引違戸を用いた処では戸当りのために丸柱面を削つて角柱にしたりして、旧痕跡を失つた部分が多い。③残存している間仕切痕跡でも音通の堂のように全体にまとまつた仕事ではなく、各房、或は各間単位に行われているため、時代の判別が困難である。④細部についても、例えは創建当初の戸口は長押を用いないため柱に何等の痕跡を残さない方式であったり、当初の壁と保安の壁とが非常に似ていたりした。⑤更に問題はこれらの柱の組合せである。柱は勿論全部残つているわけではなく、当時のものは約莫程で、而もこれとても数回にわたる改修で、旧位置から動かされているものが多い。前述したように創建時には一応整つた

としても、後世各房大々に間仕切の変更があるので、僧房全体としての間取の変遷を追うには資料の絶対数が不足であり、適当に組合せて考へると、復原された間取は確實性が薄くなってしまう。等々の悪条件が積み重つてからである。そこで割合残存状態の良い北から二及び三房に主力を注ぎ、創建以来動いていないと思われる柱を中心に調査すること三ヶ月余り、ようやく復原し得たのが圖に示す如き間取の変遷である。したがつてこれは東室内の一部の房についての復原であるが、他の部分も少くとも外観はこれと同形式であることがたしかめられるので、概説的なものとして誤りはない。

すなわち、まず創建時のものについては、一房が柱間、間から成立つことは前に述べたが、そこには厚い壁がきて完全に隣の房と遮断される。中央の身合は前後を壁と戸口で囲まれて最も2帖敷縁の広間となる。廻廊に面した方の前庭は開放、もしくはそれに近い空間となり背面の底には小部屋が作られている。床を張った痕跡ではなく、土間か、こらばし根太程度のものであつたらしい。次に保安再建に当つて大きな変化があつたのは、元の一房を棟通りで仕切つて、房に分けたことである。広間の中央に細い小柱を立て、これを中心に小部屋を作り、元の背面の小部屋のある解を正面にもつてきた。この際に床を張り、上下長押を用いて外側を築えている。「寛永」の平面が保安の改造であることは圖を見ていただければ明瞭であろう。なお「永和」には、外觀を寛喜3年に再建された同じ法隆寺の西室にならつて、房と通子窓を交互に置いて装飾することに務めてはいるが、内部間取には一貫したものはない。「寛元」と同様に一房が四つの小部屋から成立つもの

と、梁行の一間を通して細長い部屋をもつたものとがあり、秘書經藏と呼ばれるような物質的部分も現われている。それでもまだこの段階では僧房といえるが、慶長以降では集会所と物置になつてしまふのである。

以上簡単に述べた間取は先の元興寺の僧房と比べ、これは二間一房制。かれは三間一房制で、一見大きな差がありそうなのに間取の性格は全く等しく、中央で分割されて行く変遷の仕方やその時期まで似ている点はまさに面白い。更にその一端が聖靈院、あるいは曼陀羅堂として堂化する形が、ひとしく平安時代の末頃に現われることも、僧房全体としての発展を考える上に見逃し得ない事柄であろう。

最後に直接この復原と関係ない雑見物の中、興味あるものあげておくと、古材の柱、凝灰岩の礎石、及び板倉關係の古材等である。先に間取の処では余り繁雑になるのでふれなかつたが、創建以来の柱と思われるものに東室よりも更に古い痕跡をもつたものがある。また現在使用されていた凝灰岩の礎石も円形造り出しをもつた立派なもので、この建物以前に一度使用されているのである。この柱と礎石とが一連の東室創建以前の建物の名残であるとする、当然飛鳥時代創立の伽藍との関連も考えられるわけであるが、これだけではその建物の形を推定することも出来ない。板倉もまた大きさを定め得なかつた。

比喩的便宜のために元興寺僧房の間取の変遷、及び法隆寺西室の間取復原図を示した。前者については日頃に記した学報³³及び建築学会研究報告^{33号}「元興寺北室の間取の変遷」を参考していただきたい。後者は今回の調査と平行しておこなつたもので、東室の永和の平面を考慮して当つて非常に参考になった。他日の詳細を報告したいと考えている。(鈴木嘉吉)

第一回 川原寺塔址

川原寺第一次第二次調査概要

建築古
研究室
歴史研究室

一はじめに

大和半野土地改良導水路予定地の調査として、昭和31年度には飛鳥寺の発掘を行い、予期以上の成果をあげたが、引き続き、昭和32年度より3年計画で更跡川原寺の調査を行つてある。第一次の調査は、昭和32年11月15日より翌年2月28日まで個體中権部南半を対照として実施し、第二次は、昭和33年4月14日より5月18日まで塔址を調査した。

川原寺（弘福寺）の創建については諸説があり、今日の所何れともきめ難い。7世紀から8世紀にかけては、宣の大寺として繁榮し、9世紀に入り、弘法大師入山後真言の一院となつた。15世紀ごろには、寺は荒廃して諸方に礎石を残すのみとなつたとある。その後草庵が營まれて今日にいたつてゐる。大正6年、現本堂の前面（南方）の水田下より多數の礎石が掘り出され、一部が売却されて問題となり、こうした事情から大正10年3月、史跡に指定されている。この指定地の一部を導水路が通る予定になつてゐるので、調査地として選んだものである。なお川原寺の南に接する大字橋小字北ノ門は、導水路墻道出口予定地となつてゐるので、併せて調査を行つた。

二 中金堂

現在の本堂の地には瑪瑙の礎石として著名な白大理石（奈良興吉野郡洞川産）の礎石が並んでおり、それらの配置から、もと正面5間、奥行4間の金堂があつたことが早くから注目されていた。今回の実測

三 西 金 堂

中金堂の西南方、塔址と対称の位置にある水田では、大正14年度の調査の際、建物の遺構に関すると考えられる石数が検出された。今回ふたたびこの石数を発掘し、その通りを追跡した結果、これが東西49尺、南北72尺の長方形の区画をもつて継いでいることが判明した。石敷の幅は約5尺、

その外側に2尺ばかりの溝がつくられており、また東西両辺の中央には階段痕跡が遺存している。基壇上面を甚だしくけずられ、礎石跡などは見出せなかつたが、これらの状況から、ここに南北に細長い建物のあつたことが知られる。出一位置 規模などから推してこれは、塔と相対して置かれた西金堂の遺構であろうと考えられた。

調査によつて、礎石はすべて原位置に完存しており、入側列の礎石のすべてに地覆の取付痕跡があり、法隆寺金堂のように身舎の全体に低い大きな仏壇が設けられていたことなどが判明した。よた現木堂の後方でしらべた結果、側柱心より基壇縁まで11尺あることがわかつた。

したがつて基壇全體の大きさは東西79尺、南北63尺と推定された。

四 塔

中金堂の東南、西金堂の東に從來東塔址と推定されていた塚状の地

第二圖 川原寺発掘遺跡略図

盛がある。上面には17個の礎石が遺存していたが、清掃してみると礎石が区画する外側に、凝灰岩切石の敷石が遺存していた。周囲を掘り下げた結果、一辺38尺の壇上積の基壇が見出され、その外2尺を隔てて幅2尺の雨落溝がめぐらされている。基壇は東西両側に階段が設けられている。地覆には花崗岩が羽目石、夷石、葛石には凝灰岩切石が用いられている。周辺の土層の堆積状況その他から上層の礎石、敷石と共に基壇も鎌倉時代に再建されたものであることが明らかとなつた。

創建時の塔は、再建に際して上面を徹底的に破壊されているので心礎を除いては全く判らない。もとの心礎は再建時におかれた心礎の4尺下にあり、ほぼ不等辺四角形の平面を示し、東西7尺、南北6尺を測る。中央には径3尺の浅い円形の柱諸座を一段つくつてある。心礎には舍利孔などの施設を全く欠いている。心礎南辺中央部より約8寸南で、心礎上面と高さの均しい位置から銀鏡の半枚1個と金銅製円板2枚が検出された。前者は滋賀県崇福寺心礎出土の舍利に伴つた銀鏡と同型同大で中央に小方孔を穿つてある。金銅板も径8ばかりの貨幣状のものであるが中央に孔はみられない。塔の構築に際しては基壇の範囲を掘り開き、これに粘土をたたきしめて壇を盛り上げた。そしてふたたびその中央部に心礎を入れる坑を西方から堀り、その上面を当時の地表とほぼ同じ高さにして心礎を据えつけ、心柱を立てた後、この坑を埋めているという状況が窺われる。

創建時の礎石は再建にあたつて、基壇周辺に坑をほつてこれを埋め込んだ。現在の川原寺本堂の南160尺、県道より90尺北に中門址が発

第三圖 川原寺中門と南向廊東邊

五 中 門

第四圖 川原寺西金堂西北隅と西向廊

第五圖 西金堂との下の構

見された。礎石は全くなく、基礎も殆んど削られて、幅4尺の雨落石数によつてその規模を知り得たに止よつた。奥行43尺で、間口46尺、奥行33尺で、痕跡から基礎まわりに凝灰岩の化粧を施していったと考えられる。種々の状況を総合して中門は3間2間の建物であつたと推定している。

西金堂とその下の構造が判明した。このことから西回廊のこの位置（中金堂前面の西側）に回廊から外に開く門が設けられていたことが推定できるようになった。北に並び、東に12尺ばかり並行して方形柱座のある礎石列があることが判明した。このことから西回廊のこの位置（中金堂前面の西側）に回廊から外に開く門が設けられていたことが推定できるようになった。回廊の内庭側には、柱心から約5尺で凝灰岩切石を用いた基礎と、玉石を敷き並べた雨落溝が良好に残つておらず、外側基礎は玉石積の簡単なものである。なお御装中軸線より外側柱列まで130尺、西金堂および塔の中心まで65尺である。以上の中金堂、西金堂、塔、中門、回廊は罹災の痕跡を示している。延久2年の火災の記事がこれに当るものと思われる。

六 回廊

中門の東西両脇から 東西に連り、塔と西金

堂をかこんで北に続い ている。この回廊が中金堂に取付くが、講堂に取付いていたのは、第 三次の調査を俟たねばならない。中門にとりついでいる南回廊は、大 正6年の調査の時にその存在が確認されていたが、今回中門の東側を 発掘し、南北21尺、東西107尺の基壇に桁行、梁行とともに12尺の6個の 礎石列を検出した。東回廊は南の角から塔の東側までを堀つたが、南 回廊同様の桁行、梁行であることを確めた。しかしこの部分の破城は

現在川原寺の南方を東西に走る県道は、明治末年川原寺の住年の策定をかこんで北に続いている。この回廊が中金堂に取付くが、講堂に取付いていたのは、第三次の調査を俟たねばならない。中門にとりついでいる南回廊は、大正6年の調査の時にその存在が確認されていたが、今回中門の東側を発掘し、南北21尺、東西107尺の基壇に桁行、梁行とともに12尺の6個の礎石列を検出した。東回廊は南の角から塔の東側までを堀つたが、南回廊同様の桁行、梁行であることを確めた。しかしこの部分の破城は

から、川原寺に参詣出来るようになつてゐたことが推定された。

八 伽藍創建前の遺構

各建物の実測終了後、地層の検討に当つて西金堂の西南隅の下層から東西約20尺に南北約10尺の矩形の石敷が見出され、この東辺から2本の溝が東に出ていることがわかつた。南側の溝は東に進んで中門北辺の中央まで通なり、ここで破壊されていた。北側の溝は東に22尺行つて東北に曲折し、更に56尺ばかり続いていることが知られた。この溝は内側が1尺ばかりの暗渠で、玉石を積んで築かれており、ほぼ30尺おきに6尺ばかりの長さの間渠の部分が設けられている。この溝中で、下駄、櫛などが検出された。溝は西金堂の建設によつて破壊されていることから、これが川原寺創建時以前の遺構であることは明白である。ところが、この溝は埋土の中に築かれている。そしてこの埋土の下には池、あるいは沼に堆積したと思われる青色粘土があり、この泥土中に木片や陶質土器、土師器が包含されている。この青色粘土の堆積は今回調査地域のうち、南門址以北の全域にわたる広範囲なものである。泥土中には飛鳥時代の陶質土器や土師器が含まれているので、その上に埋土を置いたのは飛鳥時代末あるいは、その直後の時期であつたと推定される。しかも埋立地に築かれた溝を伴う遺構が、川原寺の創建によつて破壊されているのであるから、大規模な埋立と、その上に築かれた遺構は伝えられる川原宮と関係するものである可能性が強い。

九 橋寺北門

川原寺南門より南約170尺に、川原寺伽藍南北軸線上に一致して橋寺北門址が見出された。これは川原寺と橋寺の間を東西に走る古道に南接した屋上にある。調査の結果、間口3間25尺、側面2間14尺の八脚門の遺跡と考えられるものであることがわかつた。南側には雨落溝が

第六図 川原寺創建時の瓦一組

遺つており、東
西両辺では中心

一〇、遺物

部に取り付いた
轆5尺の榮地基
部が検出された。

川原寺出土遺物は、塔や溝をふれたもの以外は瓦が大部分で、他に若干の金銅金具、土師質燈明皿、瓦器片、陶磁器片、釘などがあげられる。

第七図 榛地跡は北門から東へ100尺ほど追跡したが、こ

のようないい門と榛地の存在に北門址より、橘寺の北限が確かめられたことは寺地の範囲を確認した点で注目されねばならない。

東回廊の南端では、從来橘寺で多く出土している塔仏と同形の塔仏破片が1個検出された。

橘寺北門址では、鎌倉、室町時代に職石で焼失したことを示す。下層の古建され、室町時代中頃に職石で焼失したことを示す。下層の古の基礎の方が約1尺大きかったことが知られた。鎌倉再建前の榛地もい門は平安後期の瓦が明瞭にみられる他には、複弁の奈良時代まで運び得る軒丸瓦片が2個みられた程度で、その上層を明確にすることは限を知る手掛りはほとんどなかつたが、少くとも平安後期を降るものではありえない。

この北門址と榛地跡は共に鎌倉時代再建のもの遺跡で、この北門址の下にはより古い門の遺跡があることが判明した。その礎石は鎌倉の再建の際すべて取除かれているが、南辺と西辺で確めた結果、古い門の基礎の方が約1尺大きかつたことが知られた。鎌倉再建前の榛地もい門は平安後期の瓦が明瞭にみられる他には、複弁の奈良時代まで運び得る軒丸瓦片が2個みられた程度で、その上層を明確にすることは限を知る手掛りはほとんどなかつたが、少くとも平安後期を降るものではありえない。

(坪井清足)

興福寺藏「興福寺維摩会料當國不足米餅等定案」紙背文書

「興福寺維摩会料當國不足米餅等定案」の体裁は次の如くである。袋縫、寸法30×29cm 精紙縫紙、(反古裏)、紙数15枚(木紙のみ、表紙別)、表紙後補、「興福寺印」の方朱印あり)。本書の内容は前述の如く弘安八年五月廿九日差出すべき維摩会料米餅等の目数を各庄園別に書上げると共に、その収納状況を記したものである。これによつて「三大会」の一つたる興福寺維摩会の費用等の徵集方法の一端が知られるのみでなく、一種の興福寺領庄廬目録として役立て得るものである。本書が書かれたのは次の美書によつても知られる如く、弘安八年のことである。

一弘安八年五月廿日書写之墨、以朝忍之本令交合相伝之本、被食虫之故也

都 雄 那(花押)

しかし本書の内容は、右の美書からも知られるように、弘安八年よりかなり以前の状態を示すものようである。本文の終りには「自和銅七年至正治二年四百八十五年也」と記されており、本書の底本が書かれたのは少くともこの正治二年(1300)以前のことである。又本文中に「も建久五年(1194)、同六年(1195)のことを記している箇所が見られる。従つて本書の底本が成立したのは建久六年乃至正治二年の間で、この内容もその頃の状態を表しているものと考えられる。

次に本書の紙背文書について述べる。紙背文書15通の中で、年月日

の明記されているのは第十一紙の弘安六年三月廿五日秋季御八講進物送状一通のみである。しかし本書の書写は前述の如く弘安八年五月廿九日であるから、紙背文書の年代は当然それ以前に属することになる。恐らくは弘安年間乃至それを若干溯る位の年代と考えてよいのである。

第一、二、三、十五紙の四通は博奕の一種「四・半」に関する文書である。中でも特に第二、三、十五紙の三通は四・半に際しての借錢の催促に関する相論文書で、訴訟としては雄務沙汰に属するものである。この訴訟は興福寺に於て裁かれたものであるが、鎌倉幕府のものはもとより、他の機関におけるものであつても、鎌倉時代の難務沙汰關係文書は他の訴訟關係文書(所務沙汰、檢断沙汰)とは異り、残存例は極めて乏しいのが現状である。それ故これ等は數少い雄務沙汰關係文書の一つとして重要な史料と言えよう。第一紙は又「無院添工の座に関する文書」である。第二、三紙にはそれぞれ「同宿之上、依為一和尚遣子細之處」「同宿上、依為当山一和尚、以書狀度々触遺子細之處」とあるが、これは当時の寺院内部の組織を知る上に一つの手掛りともなるであろう。しかもこれ等は第十五紙の文書と共に、当時の僧侶の生活的一面を具体的に示してくれるものである。又第十四紙は為替の史料である。

本書は本文、紙背文書共に興味のあるものであるが、紙数の関係から紹介するのは紙背文書に止め、表の本文は割愛せざるを得なかつた

◎ 紙背文獻

(第一紙) 乘院家新座漆工影宗言上狀〔折紙〕

東陽縣志

為衆徒御沙汰就四一、半打攤坊等御沙汰始宗廟入落宮相御制無跡形鑑某上者被止理不見御沙汰於院家御沙汰欲將終御亂定慈一
件子細者昨日止六日為衆徒御沙汰就落皆四一、半打等乃有御沙汰然而

影罪難入彼等苦不就之矣徒有擬家御罪科之間為說家寄人之由
就令申天賛暫止當座御沙汰歟然而猶可有御罪科之由承之無窮次第
也於影家者都以不仕之日如此勝負爭身獨美其仕孽所對之仁在之然
者鑑識淨申之矣不仁之者更不可有其隱者歟而於此道者一期不存知
子細之處

狀	粗	宅者	次第也	者早	為被絰	所他	人之許	仁僅
	件	者	也	早	為	人	之許	仁僅
		居	也	早	為	他	人之許	仁僅
		居	也	早	為	仁	人之許	僅
		居	也	早	為	仁	許	僅

(第二紙) 覚能重音上狀(折紙)

覺能重譯

田中
稔

欲早被停止，实蒙無道謀計罷蒙安堵，御成敗事

夫子細先庶言上事臣畢抑彼陳狀云竊能於中川打四一半之時取夷蒙下人德存太郎借錢打入之畢云々先竊能打四一半云事無跡形無害也此條

尤可出申証。襲証人若有帶意趣之仁於令巾付無失者，早被亂明速可被行。奏求不哭之釋科者也。次數好太郎皆被打入云云。此又前後相連申狀也。

所證何皆以謀計之全故如比相連數只今非正旨
尚触造子細之處令存知子細敗之間不及一言返答等云付解還突厥即
一和尚相尋子細於覺能之處既能返答仕云一向之無失也私問答事行
之上者罕令言上子細

及大落苦自覺能破壞
一之云自此
以下段

疏落書聞之「——」奕之落書不聞之此條

人覺能博奕落書之由命中之鑑在之者其弊之大病也皆專取乙占今

之次第也未嘗變之由今
全
利也不外乎腹心
出來者对于件仁速可
無失之毫釐誤之時者早
不可有以明于其後發也
件仁

於重利者也不然有向——不——有反對——
汰欲被亂明謀計之有無————謹言上如件

(第三紙) 寺僧寒齋陳狀(折紙)

中川住倡能定朝付借錢間致謀訴條其咎難通于細事

件竟能於中川打四、半之時取突稟下人德壽太郎借錢打入之墨則任借

二月十日

持蓮(花押)

清獻公集

東坡先生集

琳賢御稿

持
継

書狀度々遣遣子細考之間不及一言返答無要訓之儀
敬爰御太郎不感合死去罪被子息等款中之間執沙汰之處所從十郎上法也何乍為書
事不存知考也然者散々申狀謀計故歟凡本人死去之後寄奉於謀計如此
合申職井無疑就日相論之法以証文為先質借物者上法也何乍為書
可令遇遭哉迷惑至也次承書 ————— 寒葉白本

第五編 指揮書状断簡(秘文)〔或は第四編に續くか〕

常令申饋之間

前書言余通在之。年預封天令取置之罪有御手者也。任道理為家。仍據陳言上如作。

(第四紙) 持繼書狀(前次) 一月十日

卷之六

有緣之山水及候其外至可披尋之山內々可有御巾候西南院御事重

可被申伝候者勝頃院ハ可有御申候歟是ハ所存之分を申ニ条々可然之

様可有御計候於御上洛者いかざ^(主)にも可然候と存候大輔法橋を

御上洛時為御談合可進候八々可隨仰候又
御教書も成候奉行も

留候て御沙汰候者十七日ニハ必愚身より京都へ可參合候此等之條々御

叶侯少子侯、叶侯少子侯、叶侯少子侯、叶侯少子侯

上不以相之得失，以考其政事，故曰：「知人者智也。」

卷之二十一

見心之時

陳繼儒羅序人科當國不足來歸等定案一紙背文書

(第七紙) 泉木津西木屋預井木守等申狀 (五月十一日)

いわあらひのをりかみんし申て候よし承候未だれへもくたし給ハ
ちす候いかやうに候やらん大明神も大開釋迦城就仕て御悅と承候付
之候てハいそき此船お給返せられ候て浮橋渡にまき候へく候此船給
返候いてハ大明神御帰坐候とも浮橋ハ御事決定か候へく候等々御
沙候(サクシ)ていそき船を給返し給へく候

九月十二日

泉木津西木屋預等

井木守等上

□
口音御房

(第八紙) 丸紙書

逐申

うり二箇給候了拂志之至近ノ為悦無極候ノ于今ノ悦入

候ノ恐々謹言

(第九紙) 札紙書

追申

来月四五日之比又御殿人可給候也恐々謹言

(第十紙) 入舞文注文 (右紙)

入舞文

左
左
左
左
左
右

案摩二番

(第十一紙) 秋季御八講進物送狀 (弘安六年三月廿五日)

秋季御八講進物事

合三十五前加止定

奉送

弘安六年三月廿五日

上座法眼禪昇

逐申

候ノ恐々謹言

(第十二紙) 左衛門尉某書狀 (六月廿二日)

御上洛之時入見參候委細申承候之榮悅存候向後者細々蒙仰可令申候
也兼又成功用達且五十貫文を用意候五十貫文御請取に人夫あいそゑ
て可給候其後無御音信候之間便以飛脚令申候每事期御上洛之時候恐
々謹言

六月廿二日

左衛門尉□
(花押)

琳賢御房

聞香施 古島蘿
織合 遊走秀
刀秋樂 皇仁
散手 貴徳
太平樂 猶姫
拔頭 納義利

当年長講会米生内且三千余疋運送出庄官奉申候即進之候納所琳賈無通錢並隨得下知可通濟之由仰含候也所當可究活之由殊尋沙汰「恐々講言」

〔以下欠〕

（第十四紙）照理書狀（九月十一日）

〔合〕米翁北後又四五貫貰到承候聞伝て替錢ニ可取之由〔中〕入へ候但先々ニこりはてゝ候又夜々怖畏候之由歎申候誠其謂候明日なと御下向候ハ即可持下之由可下知候今一兩日も延引候ハ健御留守に詣之彼諸取な〔合〕御邊候ハ可被成更抄候人々の返答もむつかしく候又とく手をはなちたく候由申候能様可令相計給候恐々講言

九月十一日

照 理 謹

〔宛書欠カ〕

（第十五紙）覺能言上狀（折紙）

〔合〕住僧覺能謹言上

〔合〕被停止寺僧寒寮門内道沙汰令安堵子細事

〔合〕著去四月比以使者寒寮申云〔合〕平可返給云々存外之間以

誰〔合〕諸乎之由相尋之處使者申云以〔合〕辺住人為縫堂円房之錢借用之〔合〕十郎男翁持取事云々重障

人者淮仁季之由問答之處〔合〕知之由罷知事共後使者重來云

〔合〕二年比寫円房之所從十郎男之四〔合〕錢於印禪房令借用而十郎男死〔合〕覺円房之沙汰所令證實也早〔合〕也借書在之即

案文書遣之可此案先後相連申狀也初度者覺於借用

〔合〕者十郎之錢於〔合〕一借錢之

〔合〕〔中欠カ〕〔以下欠〕

廿八日差遣而〔合〕使令付喪之間返答仕混退之處今月令旨上子細於院家可糺謀計之矣乎之旨令申畢者早被召尋子細於失彙徵明謀略之有無造意之趣無跡形事也凡覺能無一年十代之呼叱者不貲東作之甚棄之一粒半錢之財財者無西取之余資依何被阿党哉胸臆之謀略也對要之太數難堪之子細也唯仰繼業之賢者也居弱之山僧威勢之徒衆於被凌如者雖一日片時難安堵者也然者非院家之御糺定者爭令決謀計之有無乎仍懇吟之余乍恐粗言上如件

建造物研究室 建築
歴史研究室 古文書

高山寺所蔵「東寺講堂指図」

(名稱)	(高山寺本指図)	(東寺記指図)
阿	大日東南、東向	大日東南、西向
梵	大日東南、同	大日東南、東向
帝	大日西南、西向	大日西南、同
須守八幡	須守增西左、西向	須守東方、西向
阿生	同東方、東向	同西方、東向
不動院	同東北、前左、西端	同東北、前左、西端
天	同東北、後右、西端	同東北、後右、西端
ナシ	ナシ	ナシ
阿室	阿室	阿室
沙門	沙門	沙門

この「東寺講堂指図」は京都市堀尾高山寺所蔵の重要文化財「高山寺聖教類」中に含まれている。現在の整理番号は甲二五三号で、「八字文殊法」、「宝鏡閣法」、「東寺講堂五重塔中法」と共に四点で一巻に収載されている。しかしこの装幀は比較的最近のことと、しかも静に關係のあるものを合せて一巻にしたわけではない。

「東寺講堂指図」の料紙は渡返しの表紙一紙を用い、寸法は縦29cm、横59cm、右端下方に「方便智院」の長方形朱印が捺されている。端表には「東寺講堂指図私「勸内上」(別筆)、「東第六」(又別筆)とあるが、これによつて本指図は何處の図であるかが明にされる。

東寺講堂の古い指図は、本指図以外に東寺記第一、第二がある。前者は、前記の「御筆圖版」及び「當時見在様」指図の二つがあるが、これらを比較検討してみると幾多の相違点が認められる。建築については後に譲り、仏像等の配置について述べることにする。そこでは、高山寺本指図も法三宮真言法親王撰「不滅鑑等記」と全く相違している。又高山寺本指図が書かれた東寺講堂の古い指図は、かの兜跋取沙門井が書かれていたことを示している。藍絹約三尺という大きな人形の兜跋取沙門井が一つの柱間に如何に組められていても何等差支えない。従つてこの朱書の筆者も、文中の「予」は本当に高山寺方便智院が書かれていたことを示している。しかし一つの柱間に中に安置されていたことを示している。藍絹約三尺といふ大きさは、大明王の位置は三者共全く同じであり、この点においては高山寺指図も法三宮真言法親王撰「不滅鑑等記」と全く相違している。又高僧が書かれていたことを示している。藍絹約三尺といふ大きさは、大明王の位置は三者共全く同じであり、この点においては高山寺指図も法三宮真言法親王撰「不滅鑑等記」と全く相違している。又高僧が書かれていたことを示している。藍絹約三尺といふ大きさは、

するこの辯子が兜跋取沙門井と共に、一丈三尺の柱間(東寺記による。柱の太さを考慮に入れれば、実際の空間は一丈程であろうか。)に並べて置かれていても無理なことは考えられない。

次にこの指図は何時頃の状態を示すかが重要な問題である。五善闍中尊のところに、墨書きで「金剛薩埵」とあるが、この「薩埵」を朱書きで「波羅蜜」と改め、その左に同じく朱で「中尊金剛波羅蜜定説也、建久年中之比東寺修造之時予親見之、有御筆御記不可審」と記されている。この朱書きの筆跡を見ると、高山寺所蔵「写經次第(甲二四七号)」との他定真草筆と極めて類似している。文中の「建久年中之比東寺修造之時」とは文覚上人の発起による建久八年の東寺修理を意味するものである。前述「写經次第」の奥書きには「延祐元年三月之比出雲律師御手有御隨身給之幸也、仍同月九日書之了、但端自筆、奥へ識并海公所書寫也、年時年六十六真之、定真記之」とあり、定真は延祐元年には六十六才であった。従つて建久八年東寺修造の際には彼は二十四才で、当時彼が講堂仏像を子細に検分していっても何等差支えない。従つてこの朱書きの筆者も、

文中の「予」は本当に高山寺方便智院が書かれていたことを示している。藍絹約三尺といふ大きさは、誤ないであろう。かくして本指図が書かれたのは、少くとも定真的寂年建長元年以前である。

更に指図の内容を検討してみると、鎮守八幡が講堂内に安置されていた事が木指図成立の年代推定にかかる興味のあるところである。指図では八幡は真四角に線で囲まれており、おそらくは四角の厨子内に、前後二列に並べて納められていたと考えられる。

以上の如くである。

高山寺本指図と「當時見在様」指図(以下東宝記指図と略称する。)との相違点のみを表示すれば次の如くである。

橋宣(「当社遷宮事」の項には「建久八年四月六日橋宣」正麻泰渡新社、執行廣慶沙汰也、余人不寄

云々、文覚上人修理奉行也」と記されている。即ちこの時八幡宮の社殿が新に造営されたのであるが、この建久八年以前には鎮守八幡が如何になつていては明瞭でない。社殿修理の為、神像が一時的に講堂に安置されていたものとするなら、この指図は建久八年四月を若干測る頃の状態を示すものと言いうる。東宝記第一「塔婆「一代々造営次第」の項に「東安記記下云々、天喜三年八月廿二日丁未夜半、東寺塔為雷火焼亡、仏像并八幡三所御影皆奉取出、安

滅金堂云々、武配云々、安配金」と記されており、天喜三年に鎮守八幡宮は焼失して八幡神像は金堂に安置されたことが知られる。しかしこの後建久八年迄の八幡宮のことは明にすることが出来ない。もしもこの後、鎮守八幡の社殿が造営されなかつたとするならば、神像は何時からか金堂より講堂に移されて、建久八年四月に至つたものとも考えられ、本指図はこの間の状態を現しているわけである。又天喜三年一建久八年の間に再び造営、焼失を見たかもわからぬ。かくの如く種々の憶

測が成つのであるが、何れにしても本指図は少くとも建久八年四月の文覚上人の手による東寺修理以前の状況を示すものとして差支えないであろう。なお東宝記第一、食堂、地蔵菩薩は東方に置かれていたのである。

この「東寺講堂指図」は、もと横に二ツ折、縱に四つ折に疊んで保存されていたようであるが、現在この前装縫合で保管されている。「東寺講堂五菩薩中方善薩事」も、同様に縫まれていたと考えられ、その折目間の寸法は両者共全く同じと言つて差支えない。端には共に「東第六」とあり、高山寺東經藏第六箱に合せ納められていてある。「東寺講堂五菩薩中方善薩事」の巻頭にも「方使僧院」の長方形朱印が捺されており、その料紙は満紙にて表紙を用いている。しかしその紙色は指図とは僅に異つており、筆跡も亦相違している。かくの如く紙色、筆跡等が異なるが、両者の内容は共に東寺講堂は通善薩と共に講堂を有する所であるばかりか、最も方名も同じであるということは、もともと両者が相関連する一具のものとして扱われて来たこ

東寺講堂指図朱書

奥書
「本尊形像付地下の項を見ると「或記云、地藏菩薩元在西寺、毗沙門元在羅城門樓上、各難倒之刻、被渡當寺云々、此二尊最初講堂壇下東西安置之、後移移食堂云々」とある。この毗沙門とは前後の記事から考えて兜跋毗沙門のことで、且ては通善薩と共に講堂を有する所であるばかりか、最も方名も同じであるということは、もともと両者が相関連する一具のものとして扱われて来たこ

とを示すものであろう（残念ながら、最近の装幀に此よつて古い形がわざてしまい、両者の本来の存在状態を確認することは不可能になってしまった）。なお本書の末尾には「元暦元年九月五日書之金剛仏子興本記」とあること、その書風も鎌倉時代前期を下らること、又方便智院の印があること、から、定真が師興然から伝受した書物の一つと考えられなくもない。

本書は講堂中方菩薩に関する勝定房阿闍梨（恵什）と正覚房上人（覺鑑）との議論をもとにして心観闇梨が諸説を引用しつつ自分の考えを記したも

のである。東宝記第一、講堂五菩薩中尊の項に「此尊像、中古惠什闍梨観元上人有相論事云々、子細別記」とあるが、この観元上人とは正覚房覺鑑の誤である（註）。この相論とは本書に記されている事付と覺鑑の間答のことと、「別記」とは本書の内容そのものとは断定出先ないが、少くともこれに類似した内容を持つものと考えられる。

東寺講堂の仏像群は如何なる教義に基いて建立されたか、ということは古来問題にされて来たところである。この問題について、有名な十巻抄の撰者といふ恵什、伝法院流の祖覚鑑二人の議論を記してあ

る上に、別尊雜記等の撰者として名高い心観が他の諸説を引用しつつ自分の考え方をも述べている点で重要な資料と言えよう。この全文も紹介の価値ありと考えられるが、紙数の都合上割愛せざるを得ない。

註 覚鑑の「鑑」を音に従つて梵字で記すと、その形は「パン」と類似している。從つて東宝記の筆者が梵字の「パン」を「元」と誤記することは十分考えられるところである。しかも覺鑑は嘉保二年（1060）に生れて延元年（1135）前後で、両者が議論を行つても何等差支えはない。それ故私は「観元」とは覺鑑その人のことと推定する。（田中 忠）

天長図帳の平面

建久8年以前の平面

果室の見た平面

現在の平面

東寺講堂平面変遷図



現在の東寺講堂は從来、文明十八年（1486）の火災後、慶長三年（1598）に再建されたといわれていたが、慶長十一年の同寺金堂と比較すれば、形式の点で、やや古く遡らせることができるのではないかと、最近の解体修理で反省された。幸い、偶然な事から、龍翻寺文書の中、東寺一長者性深の沙汰により、延徳三年（1491）二月十八日に事始を行い、翌三月二十一日に立柱を行つたこと、同じく本尊御衣本の加持を明応二年（1483）十一月二十七日に行つたことを知ることができる文書があるのを知り、室町末の建築であることが明かになった。又、解体で知られたことは、柱礎や、表面が漆喰で塗りつぶされていた須弥壇の心、又同様、今的基本でなくされていた礎岩の地覆等は創建当初のものと考えられ、平面の基本は全く動いていないものである。このよう平面上の基本に創建当時のものが比較的よく残っていることは、この建物が大長二年（885）四月二十四日に建立され始めて以来、文明十八年の焼失まで、よく保たれていたこと、また、罹災後、僅か五箇年の歳月の後に再建されたことによるのである。（註二）

研究成績刊行物			
年 度	名	称	著 者 名
昭和二十九年度	奈良國立文化財研究所学報第一册（仏師源雲の研究）	小林剛	小林剛
昭和三十年度	奈良國立文化財研究所学報第三册（修院寺宮の復原的研究） 奈良國立文化財研究所史料第一册（南阿波寺伝作薬師の複製）	森 薫	森 薫
昭和三十一年度	奈良國立文化財研究所学報第一册（西大寺寶傳伝集鑑） 奈良國立文化財研究所学報第四册（元興寺時代僧坊の研究）	田中一郎 田中稔	田中一郎 田中稔
昭和三十二年度	奈良國立文化財研究所学報第五册（飛鳥寺奈良調査報告書） 奈良國立文化財研究所学報第六册（中世觀音文化史）	鈴木嘉吉 森井清足	鈴木嘉吉 森井清足
昭和三十三年度	奈良國立文化財研究所学報第七册（興福寺食堂跡調査報告書）	坪井清足 鈴木嘉吉	坪井清足 鈴木嘉吉

が、当時は「連子四具、壁十二間也、兩面東西端、各二箇間連子也」とし、中古修造の時にこのよう

にあり、連子のないのは高山寺の圖に等しい。

註一 高山寺所蔵文書（高山寺道文抄）、東寺文書、二

六に延徳四年三月四日付で当寺の大規模な修理事があ

り、既に示した梅尾高尾寺所蔵図は連子がなく、

その立柱は諸君のことを意味するものである。

註一 例の「仏像の化粧が、文明の火災で焼つてしまふ」

が最初のものであることは、火災があれ焼けじを免れるものか出しこそして、その努力は、まさに講堂を手に再建するに至るに備蓄したものである。

註二 東寺所蔵文書（）によれば、明応六年（1495）に講堂

時とすれば詳しい記述がある筈であるから、どうで

かも知れない）或は天長圓暦は計画だけであつて實際

は高山寺の圖の如きものがたてられ、建久後に改造されたものか。吳宝が説いただけに止らない問題が提供された。なお、延徳造営の現存のものは以上の

註三 「東寺記」第三（寺代々修繕事記）にある中に

唐長二年（885）六月に連子地獄があり、講堂が頽き危殆の勢で翌翌年八月より十月にかけて修理し、その時、番僧の計にまかせて柱毎に貢木を加えたとあるを見ゆ。

（杉山信一）

奈良国立文化財研究所要項

一 沿革

員会規則第5号(昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第1号第一次改正)。

(奈良国立文化財研究所の組織規程)

第一条 奈良国立文化財研究所の所掌事務を分掌さ

せるため左の四室を置く。

- 1、文化財保護法(昭和25年法律第24号)の制定によつて文化財に関する調査研究、資料の作成及びその公表を行うために、元奈良県立陶工館の施設を奈良県より寄附を受けて昭和27年4月1日下記の通り発足した。

記(文化財保護法第23条第2項坂革)

- 2、国立文化財研究所の名義及び位置は左の通りとする。

奈良国立文化財研究所
奈良市

備考 奈良国立文化財研究所の所在地は次の通りである。

奈良市春日野町六〇番地
電話奈良局五五七五
3、昭和27年度は主として財團を受けた本館の内部を事業施設に改修することと創設準備に終始した。4、昭和28年5月15日、内外施設が整備したので、数多くの関係者の出席を仰ぎ開所式を行つた。

- 3、昭和27年度は主として財團を受けた本館の内部を事業施設に改修することと創設準備に終始した。
- 4、昭和28年5月15日、内外施設が整備したので、数多くの関係者の出席を仰ぎ開所式を行つた。

二 組織

文化財保護法(昭和25年法律第24号)第23条4

項の規定に基づき奈良国立文化財研究所所長は、

次のとおり定める(昭和27年3月25日文化財保護委員会規則第1号第一次改正)。

第五条 庁務室においては、左の事務をつかさどる。

年度は「作務室」に記されていて、現在はほとんどわ

一、別に文化財保護委員会から委任を受けた範囲における職員の人事に関する事。

二、公文書類の接受及び公印の管理その他庶務に関する事。

三、経費及び収入の予算、決算その他会計に関する事。

四、行政財産及び物品の管理に関する事。

五、職員の福利厚生に関する事。

この規則は昭和27年4月1日から施行する。

附則(昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第一号)

この規則は、昭和29年7月1日から施行する。

- 1、文化財保護法(昭和25年法律第24号)第23条4
- 2、文化財保護法(昭和25年法律第24号)第23条4
- 3、文化財保護法(昭和25年法律第24号)第23条4
- 4、文化財保護法(昭和25年法律第24号)第23条4

中金堂の前に塔と対置された西金堂という伽藍配置が初めて確認された。また西金堂の基礎構成は、未だ例を見ない構造のものであった。西金堂の下から創建以前の清の遺構を検出した。

N 舊寺跡古文書典籍調査

前年度より引続いて興福寺所蔵の古文書典籍等の調査を行い目録、調査の作業、写真撮影を行つと共に日本らしいものの内容調査を行つた。

O 高山寺聖教類鑑会

杉山信二 浜田 隆

I 研究発表

A 昭和29年4月24日（於本所講堂）

平城宮跡発掘遺跡について 浅野 清
平城宮跡出土遺物について 鈴木正哉
平城宮跡出土遺物と大陸文化との関連 小泉顯夫

B 昭和29年5月15日（於本所講堂）

佐原遺跡について 小林 隆
佐原遺跡について 浜田 隆

C 昭和29年11月13日（於本所講堂）

大安寺と美御寺の発掘 小林 隆
大安寺と美御寺の発掘 浜田 隆

D 昭和30年5月21日（於本所講堂）

奈良高麗瓦窯に於ける遺跡について 杉山信二
奈良高麗瓦窯に於ける遺跡について 浜田 隆

E 昭和30年8月20日（於現地）

平城宮跡発掘調査現地報告会 小林 隆
西大寺（美術六次）調査報告講演会 守田公夫

F 昭和30年10月15日（於西大寺）

興正寺善藏院の胎内文書について 小林 隆
舍利塔について 浜田 隆

G 昭和30年11月16日（於本所）

平城宮跡、興福寺発掘調査報告講演会 浜田 隆
興福寺食堂の発掘経過 浜田 隆
興福寺食堂遺跡について 浜田 隆

H 昭和31年5月18日（於本所）

院政時代の寺院建築 小林 隆
般舟と舍利塔について 浜田 隆

I 昭和31年5月26日（於現地）

四大塔址発掘調査報告 浜田 隆
般舟と舍利塔について 浜田 隆

掘した。これらの石積、石圓はその直上の口地表にいることが認められ、秀生式時代楽器の上に新形式を加える事が出来た。

東側、または東側を調査する特殊な施設をともなつて

下関市安國町祇園裏遺跡の調査をおこない、弥生式時代前期に属する4基の箱式壙、2基の石壙を発

見乗り土塁の事跡について 小林 隆
金閣 恵 鈴木嘉吉

下関市安國町祇園裏遺跡の調査をおこない、弥生式時代前期に属する4基の箱式壙、2基の石壙を発見乗り土塁の事跡について 小林 隆
金閣 恵 鈴木嘉吉

飛鳥寺第一次發掘測查現地報告公
昭和31年10月20日(於元興寺廟)

法隆寺寶財帳
法隆寺藏
一卷

三 光明錄詩人道前題白道家公題分次
一軻 陽明文庫藏

明治36年1月21日
元興寺極楽坊調査報告

本堂に於ける
聖體大祭司の、二
小林 順

昭和31年12月22日(於現地)

飛鳥寺第二次挖掘調查地報

昭和32年3月23日(於新潟大阪本社講堂)
開演式開催記念講演会

飛鳥學記

淺野清美著　新井吉見監修　萬葉社

缺画「桂離宮」解說

昭和32年7月5日
安達時通(施入)の法要

田中稔

光学的方
法による元

東大寺指掌堂観世如來（善門作）を中心として

N
昭和32年7月27日（於現地）

飛鳥寺第三次發掘調查報告六

昭和32年12月21日（於現地）

星觀

A 昭和28年5月15日-16日（於本所）

大安寺賈財帳(重文) 卷

奈良國立文化財研究所要項

卷之三

- | | | |
|--------------|---------|---------|
| 一 僧數海 | 數尊等通署元卷 | 一通 東大寺 |
| 二 具文瀧頂儀式寫 | | 一卷 元興寺 |
| 三 海龜王寺規式 | | 一卷 海龜王寺 |
| その他舍利塔等の写真八葉 | | |

一
点 点

- 三 瓦、土器類

K 飛鳥寺第一次発掘出土品
昭和31年10月20日（於元興寺極楽坊）
元興寺極楽坊所蔵の諸資料

- L 昭和31年12月22日（於現地）
M 昭和32年3月23日（於毎日新聞大阪本社）

飛鳥寺発掘出土品
映画「桂離宮」公開

- 法華寺一切經、元興寺極樂坊印仏、東大寺指圖
堂狀迦如來像

P O 昭和32年7月22日（於現地）
飛鳥寺塔址出土舍利埋納物
昭和32年12月21日（於現地）

- ## 川原寺第一次発掘出土品 五 資料及び図書

真書
六五一册
一五、五五七枚

年 度	人件費	物件費	計
昭和三十一年度	廿六万八千五百元	一三万九千五百元	卅万八千五百元
昭和三十二年度	廿三万三千元	一三万九千五百元	卅七万三千元

度	人件費
三十一年度	七三三六萬

地	本 木 造 二 階 建	建
物	書 庫 鐵 筋 シ ン タ リ ト 造	三 坪
建	瓦 屋 根 造 及 其 他 類 似 造	三 坪
物	木 造 平 家 建	六 坪
地	室 室 木 造 平 家 建	一 坪
地	倉 庫 及 其 他 建 物	三 坪

八 機構及び人員の構成

美術工芸研究室
——影舞助員、技官一、技術員一、研究員一
——工芸技官一

經造物研究室
〔總理 挑官〕

歷史研究室
考古
古文書
民族學
研究輔助員
技官一、研究輔助員一
助員一

文書 拙稿

研究補助員、(兼自動車運転手)

ANNUAL BULLETIN
OF
NARA NATIONAL RESEARCH INSTITUTE
OF CULTURAL PROPERTIES

1958

CONTENTS Page

At the Start of Publication of Annual Bulletin	1
Research Activities of Sculpture Section	3
On Embroidered Pieces of Silk owned by Kombuin and Wooden Small Shrine owned by Todaiji Library	5
Summary of Research of Buddhist Paintings in Nara Prefecture (I).....	11
Summary of Research of Gardens during 1957	17
Room-arrangement of "Higashimuro", Horyuji	21
Summary of 1st and 2nd Excavations at Kawaradera Site	23
Writings on the reverse of the 12th Century Manuscript owned by Kofukuji	29
On Manuscript Plan "Toji Kode Sashizu (東寺講堂指図)" owned by Kozanji.....	34
Organization Personnel and Activities of Nara National Research Institute of Cultural Properties	38

Published by
Research Institute of Cultural Properties
Nara, 1959